

大規模小売店舗の変更について

大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項に基づく変更の届出について、説明会に代わり掲示により届出等の要旨をお知らせします。

店 舗 名 称	ハイパーモールメルクス長崎
所 在 地	長崎県長崎市岩見町 5 2 0 - 1 外
建物設置者	三菱UFJ 信託銀行株式会社 代表取締役 窪田 博 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
変更届出の要旨	(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 株式会社ミスターマックス (変更前) 開店時刻 午前 1 0 時 閉店時刻 午後 1 0 時 (変更後) 開店時刻 午前 8 時 閉店時刻 午後 1 0 時
変更実施予定日	令和 8 年 7 月 1 日
届出書の縦覧場所 及び縦覧期間	【縦覧場所】 県政情報コーナー（県庁 1 階県政資料閲覧エリア内） 長崎市経済産業部商業振興課 【縦覧期間】 令和 8 年 7 月 3 0 日～令和 8 年 1 1 月 3 0 日 【意見書の提出先】 長崎県産業労働部経営支援課 ※住民の皆様他どなたでも、縦覧期間内に長崎県に対して、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見書を提出することができます。

○届出の内容に対する照会等変更に関する問い合わせは、下記へお願いします。

株式会社エス・ティ・イー総合企画

熊本県熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町 10 番地 千里殖産ビル 1 F

TEL 096-288-0282 FAX 096-288-0283